

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年1月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員 | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員 | 4番 渡邊勝夫 委員 |
| 5番 田邊敦子 委員 | 6番 三師満夫 委員 |
| 7番 五十嵐秀一 委員 | 8番 小林茂宏 委員 |
| 9番 坂井浩行 委員 | 11番 渡邊一英 委員 |
| 12番 廣川哲也 委員 | 13番 清野秀作 委員 |
| 14番 佐藤秀樹 委員 | 16番 藤田吉則 委員 |
| 17番 熊倉睦 委員 | 18番 田邊稔 委員 |
| 19番 佐藤裕雄 委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|------------|-------------|
| 10番 原田勝 委員 | 15番 佐藤一富 委員 |
|------------|-------------|

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利 弥 委員	内山 清 委員
内山 敏 雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一 夫 委員	蒲澤 利 嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栞原 一 郎 委員	捧 幸 伸 委員
長谷川 浄 二 委員	松岡 博 一 委員
吉田 精 一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名

原田 孝 一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義 隆
臨時 職 員	渡辺 真 那

午前9時46分 開会及び開議

(午前9時46分 三條新聞社傍聴)

議長(野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入りたいと思います。

最初に、出席状況を申し上げます。定員19名のところ、現在員19名、出席17名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。2番、阿部眞佐雄委員、19番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、皆さんにお諮りをしたいと思います。私を含め、議第1号、議第3号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃると思いますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに基づき、皆様のご同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

異議ないということで、早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明をいたします。2ページをご覧願います。今月の申請は10件で、合計面積3万7,831㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催をされました農地銀行運営委員会で、あっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

1ページにお戻りをお願いいたします。533番は、石上3丁目地内の農地1筆、1,012㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

534番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、975㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

535番は、駒込地内の農地2筆、538㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

536番は、駒込地内の農地2筆、1,949㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

537番は、金子新田地内の農地1筆、2,447㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

2ページをお願いいたします。538番は、金子新田地内の農地1筆、553㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

539番は、前谷内地内外の農地計3筆、1万1,123㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

540番は、帯織北地内の農地3筆、1万3,189㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

541番は、小古瀬地内の農地1筆、3,045㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

542番は、善久寺地内の農地1筆、3,000㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

3ページをお願いいたします。続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明をいたします。

40ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定61件、面積24万9,637.25㎡、再設定50件、面積27万4,930.67㎡、利用権移転2件、面積1万4,352㎡、合計では113件、面積53万8,919.92㎡であります。

それでは、戻りまして、3ページの543番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料に

つきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

543番から17ページの586番までの44件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

543番は、井栗地内外の農地計12筆、7,616.88㎡。

544番は、金子新田地内の農地1筆、604㎡。

545番は、金子新田地内の農地1筆、1,202㎡。

4ページをお願いいたします。546番は、月岡3丁目地内外の農地計5筆、3,114㎡。

547番は、月岡4丁目地内の農地2筆、773㎡。

548番は、興野3丁目地内外の農地計4筆、2,021㎡。

549番は、東大崎1丁目地内の農地2筆、2,905㎡。

550番は、南新保地内外の農地計31筆、7,602㎡。

551番は、若宮新田地内の農地5筆、3,920㎡。

552番は、笹岡地内の農地6筆、8,378㎡。

553番は、笹巻地内の農地1筆、2,609㎡。

554番は、南中地内の農地4筆、1万1,332㎡。

555番は、東本成寺地内外の農地計5筆、3,732㎡。

556番は、北潟地内外の農地計6筆、512㎡。

8ページをお願いいたします。557番は、北潟地内の農地2筆、5,163㎡。

558番は、北潟地内の農地9筆、5,466㎡。

559番は、荒沢地内の農地1筆、882㎡。

560番は、飯田地内の農地1筆、2,872㎡。

561番は、濁沢地内の農地4筆、2,734㎡。

562番は、井栗地内の農地3筆、3,989㎡。

563番は、井戸場地内の農地2筆、1,484㎡。

10ページをお願いいたします。564番は、井戸場地内の農地6筆、1,833.37㎡。

565番は、上須頃地内外の農地計23筆、1万4,756㎡。

566番は、須頃2丁目地内の農地3筆、2,934㎡。

567番は、西裏館3丁目地内の農地1筆、943㎡。

568番は、飯田地内の農地3筆、3,558㎡。

12ページをお願いいたします。569番は、飯田地内の農地12筆、4,905㎡。

570番は、飯田地内の農地6筆、1,308㎡。

571番は、飯田地内の農地2筆、2,320㎡。

572番は、鹿峠地内の農地4筆、2,002㎡。

573番は、笹岡地内外の農地計6筆、7,469㎡。

574番は、東鱈田地内の農地2筆、1,749㎡。

14ページをお願いいたします。575番は、東鱈田地内外の農地計4筆、6,64

7 m²。

576番は、東鱒田地内の農地2筆、830 m²。

577番は、金子新田地内の農地1筆、1,402 m²。

578番は、下保内地内の農地1筆、561 m²。

579番は、月岡1丁目地内の農地5筆、2,263 m²。

580番は、柳沢地内の農地3筆、2,174 m²。

581番は、東大崎1丁目地内の農地3筆、137 m²。

582番は、東大崎1丁目地内外の農地計11筆、1万1,938 m²。

583番は、東大崎1丁目地内の農地2筆、4,078 m²。

584番は、東大崎1丁目地内の農地1筆、46 m²。

585番は、新保地内の農地1筆、998 m²。

586番は、新保地内の農地4筆、3,992 m²。

以上、44件は、相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

なお、11ページの568番から12ページの571番までの4件は、三条市が進めております青年就農者育成等支援事業により、平成29年から茨城県の久松農園において受けていた研修の期間が終了し、3月から飯田地内において新規就農するため、利用権設定をするものであります。

17ページにお戻りをお願いいたします。次の587番から22ページの603番までの17件、面積9万1,874 m²は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権設定をするものであります。

587番は、西中地内外の農地計8筆、5,423 m²。

588番は、吉野屋地内の農地1筆、6,685 m²。

18ページをお願いいたします。589番は、下保内地内の農地4筆、3,945 m²。

590番は、下保内地内の農地2筆、1,903 m²。

591番は、矢田地内の農地3筆、4,197 m²。

592番は、妙法寺地内の農地1筆、400 m²。

593番は、妙法寺地内外の農地計7筆、8,089 m²。

594番は、西中地内外の農地計4筆、3,782 m²。

595番は、東本成寺地内の農地1筆、1,024 m²。

20ページをお願いいたします。596番は、金子新田地内の農地2筆、5,013 m²。

597番は、鹿峠地内の農地11筆、1万3,159 m²。

598番は、柳川新田地内の農地2筆、1,635 m²。

599番は、塚野目地内外の農地計5筆、4,555 m²。

600番は、荻島地内の農地7筆、6,304 m²。

601番は、飯田地内の農地5筆、2,885 m²。

22ページをお願いいたします。602番は、飯田地内の農地4筆、9,230 m²。

603番は、笹巻地内の農地7筆、1万3,645 m²。

以上、17件は、新潟県農林公社が新規に利用権設定をするものであります。

次の604番から39ページの653番までの50件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

40ページをお願いいたします。654番は、代官島地内の農地8筆、8,208㎡を利用権移転をするものであります。

655番は、代官島地内の農地6筆、6,144㎡の利用権を移転するものであります。

次の67番は、平成30年10月総会におきまして承認議決をいただきました再設定の案件について、利用権を設定する者が死亡していたため取り消しをし、新たに3ページの543番で新規に利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、佐藤会長代理の隣に着席を願いたいと思います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、1月25日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時24分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転10件、新規設定61件、再設定50件、利用権移転2件、合計件数123件のほか取り消し1件で、取り消しによるものを除き、面積57万6,750.92㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の106件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする17件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全案件を承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

5番、田邊委員。

5番（田邊敦子委員）

済みません。教えてください。契約の種類についてなんですけども、現金とか口座振替とありますけど、物納とはどういうものなんでしょうか。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（清水事務局長）

現金と、それから物納ということで、物納についてはお米でお支払いをされるということで、お米何俵とか何十俵ということでお支払いをされるものでございます。

以上でございます。

5番（田邊敦子委員）

基本的に米だけですか。

事務局（清水事務局長）

基本的に利用権設定しているのは田んぼがほとんどでございますんで、米で大体物納をされているということで、夫食米とかそういったのを貸してくださった方に払ってという形になっているのかなとは思っております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

質問させていただきます。

契約の内容について移転というのがございますけれども、移転というものは何か特別な条件等はあるのでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（清水事務局長）

今回移転をされたものにつきましては親子間での要は移転で、経営を息子さんのほうに遺贈をされたことに伴いまして、父親から息子さんのほうへ耕作権を移転したというところでございます。大体はそういったことになるかと思っております。

以上でございます。

3番（小川弘樹委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

45ページをご覧ください。今月意見を求められている案件は、新規設定13件、面積9万1,874㎡、利用権移転2件、面積4,235㎡、合計では15件、面積9万6,109㎡であります。

42ページにお戻りいただき、1番から順にご説明をいたします。

なお、議第2号参考といたしまして、平成30年12月14日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）についてご説明をいたします。一番左の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、片口地内外の農地計8筆、1万2,108㎡。

2番は、下保内地内の農地3筆、2,924㎡。

3番は、下保内地内の農地3筆、2,924㎡。

4番は、矢田地内の農地3筆、4,197㎡。

5番は、妙法寺地内外の農地計9筆、9,513㎡。

6番は、西本成寺地内外の農地計4筆、3,782㎡。

7番は、金子新田地内の農地2筆、5,013㎡。

8番は、鹿峠地内の農地計11筆、1万3,159㎡。

9番は、柳川新田地内外の農地計7筆、6,190㎡。

44ページをお願いいたします。10番は、荻島地内の農地7筆、6,304㎡。

11番は、飯田地内の農地9筆、1万2,115㎡。

12番は、笹巻地内の農地6筆、1万421㎡。

13番は、笹巻地内の農地1筆、3,224㎡。

以上、13件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転につきましてご説明をいたします。

14番は、30年9月の総会におきまして異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の金子新田地内の農地1筆、731㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

15番は、平成28年1月の総会におきまして異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の笹巻地内の農地3筆、3,504㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

以上、2件は、それぞれ記載の借り受け人に利用権移転をしたいとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定13件、利用権移転2件、合計件数15件、面積9万6,109㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

48ページをご覧ください。今月の申請は9件で、合計面積4万9,130㎡であります。

46ページにお戻りをお願いいたします。42番は、矢田地内の農地1筆、163㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

43番は、帯織地内の農地4筆、1,836㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

44番は、荻堀地内の農地5筆、3,773㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

45番は、濁沢地内の農地2筆、5,775㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

46番は、島川原地内の農地1筆、255㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

47番は、大島地内の農地22筆、9,471㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

48番は、帯織南地内の農地1筆、2,782㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

48ページをお願いいたします。49番は、笹岡地内の農地2筆、293㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

50番は、中曽根新田地内外の農地計11筆、2万4,782㎡を譲り受け人が事業の多角化を図るため、解除条件つき貸借契約により、賃貸借権を設定するものであります。なお、申請に当たり、地元農区及び自治会が確認をした適切な役割を担う旨の誓約書が添付されており、従事する役員等の農業従事者の状況も申請書に記載をされているところであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの3件、賃貸借によるもの1件、合計9件で、面積4万9,130㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

49ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積512㎡であります。

17番は、月岡2丁目地内の農地1筆、512㎡を売買により取得し、東側既存雑種地29.13㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、聖母こども園南西100m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の102番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積512㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

51ページをご覧ください。今月の申請は6件で、合計面積6,073.05㎡であります。

50ページにお戻りをお願いいたします。102番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の17番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

103番は、林町2丁目地内の農地2筆、600㎡を売買により取得し、東側既存宅地等42.00㎡と一体利用し、貸し駐車場20台及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、一ノ木戸小学校南西100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

104番は、西裏館3丁目地内の農地2筆、1,865㎡を売買により取得し、宅地分譲地7区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校北西450m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

105番は、石上2丁目地内の農地2筆、1,996㎡を売買により取得し、宅地分譲地8区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市消防本部北側400m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

106番は、上須頃地内の農地2筆、1,020㎡を売買により取得し、北側既存宅地1,964.00㎡と一体利用し、既存老人介護施設1棟及び駐車場34台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南側200m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

107番は、飯田地内の農地3筆、80.05㎡を売買により取得し、通路等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、飯田小学校北側800m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数6件、面積6,073.05㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

今回意見照会のありました案件は、栄地区が重要変更1件、下田地区が重要変更2件、軽微変更1件の合計4件でございます。

最初に、栄地区の重要変更についてご説明をいたします。52ページをご覧ください。申請者は、〇〇〇〇であります。位置につきましては、53ページの変更箇所詳細図をご覧くださいと思います。申請土地は、猪子場新田164番1外8筆、合計9筆で、

登記地目は畑及び田、現況地目も畑及び田で、合計面積5,775㎡でございます。申請者は、隣接地におきまして米穀等を取り扱う貨物自動車運送業及び倉庫業を営む事業所でございます。変更の理由につきましては、米の取り扱い量の増加に伴い、倉庫及び車両置き場に不足を来していることから、申請地に定温倉庫及び駐車場を設置したいとするものであります。位置選定に当たりまして農振白地地域においても検討を行いましたが、既存施設周辺には必要面積を確保できる土地がないため、既存施設との一体性を図れる最適地であるということで西側隣接地である当該地を選定されたものであります。施設の概要は、定温倉庫1棟及びトラック駐車場10台分となっております。

次に、下田地区についてご説明をいたします。54ページをご覧ください。最初に、重要変更についてご説明をいたします。1番につきましては、申請者は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんであります。位置につきましては、55ページの変更箇所詳細図をご覧くださいと思います。申請土地は、笹岡2310番の1のうちで、登記地目は田、現況地目も田、面積495.33㎡でございます。変更の理由は、現在申請者は須頃地内のアパートに居住をしておりますが、笹岡地内で農業を営む両親が高齢となり、農作業にも不便を来す状況であることから、申請書が農業の手伝いをしながら将来的に農業経営を引き継ぐため、このたび両親が居住する笹岡地内に移り住むため、申請地に分家住宅を建設したいとするものであります。位置選定に当たりましては、付近の農振白地地域内は集落であるため、まとまった土地がないことから、親の所有する農地のうち、農振白地地域に隣接し、周辺農地への影響の少ない当該地を選定されたものであります。施設の概要は、住宅1棟及びカーポート1棟となっております。

次に、2番につきましては、申請者は〇〇〇〇さんであります。位置につきましては、56ページの変更箇所詳細図をご覧くださいと思います。申請土地は、島川原204番の1及び204番の3の2筆で、登記地目は畑、現況地目も畑、合計面積139㎡でございます。変更理由は、現在申請者は西大崎3丁目地内に居住をしておりますが、これまで居住をしていた島川原地内の住宅が老朽化していることから、南東側隣接地と申請地を一体利用し、住宅を建てかえたいとするものであります。施設の概要は、農家用住宅1棟となっております。

次に、軽微変更についてご説明をいたします。54ページの下側の欄をご覧くださいと思います。申請者は〇〇〇〇さんで、実家のあります飯田地内において農業を営んでおります。位置につきましては、57ページの変更箇所詳細図をご覧くださいと思います。申請土地は、飯田1287番2のうちで、台帳地目は畑、現況地目も畑、面積は102㎡でございます。変更理由は、農機具格納庫1棟及び通路の用地として利用したいとするものであります。

以上、合計4件であります。ご審議の上、決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、栄地区で件数1件、面積5,775㎡、下田地区で件数3件、面積736.33㎡で、合計件数4件、合計面積6,511.33㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、全件変更やむを得ないと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、発言を願いたいと思います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策副部会長より報告を願います。

農政対策副部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

12番、廣川哲也委員。

農政対策副部会長（12番廣川哲也委員）

原田部会長がインフルエンザのため、出席ができません。かわりまして私のほうから報告をさせていただきます。

11月の総会で付託を受けました平成31年度農作業賃金・機械作業料金について審議を行うため、12月19日に続き、1月21日に厚生福祉会館第2集会室にて、野崎会長、佐藤会長代理出席のもと、農政対策部会を開催しました。

12月総会において、農業委員、推進委員の担当地域の中で農作業の委託者や受託者

などから広く意見を聞いた上で、ご意見があれば1月11日までにお寄せいただきたいとのお願いをしたところ、1件の意見がございました。

それでは、協議の結果についてご報告いたします。標準額を決めるに当たり、三条市近隣の農業委員会が設定した平成30年度の標準額、新潟県最低賃金、委員からいただいた意見などをもとに協議いたしました。

それでは、お手元に配付してあります平成31年度農作業賃金・機械作業料金等標準額の資料をご覧ください。まず、裏面の平成30年度近隣市・町の農作業賃金及び機械作業料金標準額をご覧ください。近隣標準額と比べますと、三条市は各作業料金とも高めに設定されています。これら近隣の状況や物価の動向などから、前年度と同額が妥当であると判断いたしました。ただ、学生アルバイトについては、新潟県の最低賃金を下回らないよう200円アップの6,500円といたしました。消費税については、税込み、税抜き両方を表記することとし、上段は税込み、下段の括弧内は税抜きとしました。また、消費税については平成31年10月1日より10%となる予定であります。現時点において未決定であることから、標準額に消費税額8%を掛けた額で記載しております。今後農業委員会だよりなどを通じて情報の提供を行っていく予定ですが、それまでの間に消費税額10%が確定した場合は、消費税額の変更がわかるような形でお知らせしたいと考えております。ご承知のとおり、この標準額はあくまでも参考にお示しするものであります。圃場の条件などを考慮し、双方の話し合いで決めてもらうことが基本であります。

続きまして、お手元に配付してあります平成30年三条市賃借料情報をご覧ください。こちらは、平成30年1月から12月までの1年間に締結された賃借契約をまとめたものであります。平均締結額については、前年まで締結件数をもとに算出しておりましたが、平成30年からはより実態に即した額となるような方法を協議し、締結件数から締結面積をもとにする算出方法に変更しました。また、平成30年に利用権設定された金納の賃借料の傾向としましては、三条地域、栄地域については前年より下がり、下田地域についてはほぼ同額となっております。

農政対策部会からの報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら発言を願いたいと思います。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』終了いたします。

農政対策副部長は、自席へお戻りください。どうも大変ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第8号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（清水事務局長）

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長(野崎会長)

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長(11番渡邊一英委員)

来月は、第1調査部会の当番でございます。2月25日午前9時から厚生会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時30分より開会する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

長時間にわたってご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 2 番）

議事録署名委員（ 1 9 番）
